

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則

○福島県産業交流館条例施行規則の一部を改正する規則

告示

○患者又は疑似患者の発見について届出があった件

○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件十件

公告

○落札者を決定した件

福島県企業局

○福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

規則

福島県産業交流館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第五十六号

福島県産業交流館条例施行規則の一部を改正する規則

福島県産業交流館条例施行規則（平成十年福島県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

（利用料金の免除の手続）

第七条 条例第九条の規定による利用料金の免除を受けようとする者は、指定管理者が定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

別表中「第七条関係」を「第八条関係」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福島県告示第四百四十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患者又は疑似患者となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十四年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

病名	畜種	患者及び疑似患者の区分	発見群数	発見の場所	発見年月日	摘要
腐蝕病	蜜蜂	患者	一群	いわき市	平成二十四年九月一日	自衛殺

（畜産課）

福島県告示第四百四十二号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十四年七月二十四日次のとおり指定した。

平成二十四年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
株式会社石川 石川郡石川町字屋 平成二十四年一月一日から平成二十四年九月三〇日まで
自動車教習所 敷ノ入七二番地 成二九年九月三〇日まで

（出納総務課）

福島県告示第四百四十三号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十四年七月二十七日次のとおり指定した。

平成二十四年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県猟友会 田村市大越町栗出 平成二十四年一月一日から平成二十四年九月三〇日まで
小野支部 字作内五五 成二九年九月三〇日まで
有限会社ティー 郡山市大槻町字室 同
エス商店 の本北三九番地の 一八 同

同

（出納総務課）

（観光交流課）

福島県告示第四百四十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十四年八月一日次のとおり指定した。
平成二十四年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所
佐藤 高穂 いわき市泉町一丁目二番地の二三 平成二十四年一月一日から平成二十四年九月三〇日まで 同

合資会社マル二商店 いわき市平字月見町三〇番地 同

株式会社文屋 いわき市小名浜字古湊一番地 同

商店 いわき市内郷御厩町四丁目一四八番 同

区交通安全協会 会長 野地 同

会 崎 満 同

株式会社福陽 いわき市錦町上川 同

自動車教習所 田六番地一 同

(出納総務課)

福島県告示第四百四十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十四年八月二日次のとおり指定した。
平成二十四年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所
株式会社昭和 郡山市芳賀一丁目三番四号 平成二十四年一月一日から平成二十四年九月三〇日まで 同

(出納総務課)

福島県告示第四百四十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十四年八月七日次のとおり指定した。
平成二十四年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所
渡部 太郎八 南会津郡南会津町 平成二十四年一月一日から平成二十四年九月三〇日まで 同

田島字谷地甲九番 成二九年九月三〇日まで 同

(出納総務課)

福島県告示第四百四十七号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十四年八月十四日次のとおり指定した。
平成二十四年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所
渡部 太郎八 南会津郡南会津町 平成二十四年一月一日から平成二十四年九月三〇日まで 同

田島字谷地甲九番 成二九年九月三〇日まで 同

地の二

(出納総務課)

福島県告示第四百四十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十四年八月十五日次のとおり指定した。
平成二十四年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所
株式会社ミナ 会津若松市白虎町 平成二十四年一月一日から平成二十四年九月三〇日まで 同

ス ム 二一八番地一 成二九年九月三〇日まで 同

(出納総務課)

福島県告示第四百四十九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十四年八月二十日次のとおり指定した。
平成二十四年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所
株式会社郡山 郡山市田村町金屋 平成二十四年一月一日から平成二十四年九月三〇日まで 同

自動車学校 字マセ口五三番地 成二九年九月三〇日まで 同

(出納総務課)

福島県告示第四百五十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十四年八月二十九日次のとおり指定した。
平成二十四年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所
有限会社福原 喜多方市山都町字 平成二十四年一月一日から平成二十四年九月三〇日まで 同

番地 成二九年九月三〇日まで 同

(出納総務課)

福島県告示第四百五十一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十四年八月二十九日次のとおり指定した。
平成二十四年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所
渡部 太郎八 南会津郡南会津町 平成二十四年一月一日から平成二十四年九月三〇日まで 同

田島字谷地甲九番 成二九年九月三〇日まで 同

(出納総務課)

福島県告示第四百五十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十四年八月二十九日次のとおり指定した。
平成二十四年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所
渡部 太郎八 南会津郡南会津町 平成二十四年一月一日から平成二十四年九月三〇日まで 同

田島字谷地甲九番 成二九年九月三〇日まで 同

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばぎの場所
 松永 正夫 田村市滝根町大字 平成二四年一〇月一日から平 住所地に同じ
 神保字中広土三八 成二九年九月三〇日まで
 番地 (出納総務課)

福島県告示第四百五十一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばぎ人として平成二十四年九月十二日次のとおり指定した。
 平成二十四年九月二十一日

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事 佐藤 雄平	売りさばぎの場所
福島卸商団地	福島市鎌田字卸町	平成二四年一〇月一日から平		住所地に同じ
協同組合	一〇番地の一	成二九年九月三〇日まで		
佐藤 正	二本松市松岡一九番地		同	
高橋 恒二	伊達郡川俣町瓦町		同	
	一一番地			(出納総務課)

公 告

公告第273号
 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。
 平成24年9月21日

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 福島県知事 佐藤 雄平
- (1) ローターリ除雪車IV (2.2m級) 1台
 - (2) 除雪ボーザーVII (19t級) 1台
 - (3) 除雪ボーザーIX (19t級) 2台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県出納局入札用度課
- 3 落札者を決定した日 平成24年8月27日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社KCMJ 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1

- 1 1の②に掲げる物品等 株式会社KCMJ 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1
 - 1 1の③に掲げる物品等 株式会社KCMJ 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1
 - 5 落札金額
 - (1) 1の①に掲げる物品等 21,630,000円
 - (2) 1の②に掲げる物品等 21,787,500円
 - (3) 1の③に掲げる物品等 43,680,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 7 特例政令第6条の公告を行った日 平成24年7月31日
- (入札用度課)

福島県企業局

福島県企業局職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
 平成24年9月21日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県企業局管理規程第6号

福島県企業局職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県企業局職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程(昭和44年福島県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

附 則 附則第4項第2号中「第20条第3項」を「第20条第2項」に改める。

この規程は、公布の日から施行する。

(経営企画課)

